

24080-1507
令和元年8月29日

公益社団法人宮崎県医師会長
一般社団法人宮崎県歯科医師会長
一般社団法人宮崎県薬剤師会長
公益社団法人宮崎県看護協会会長
国立大学法人宮崎大学医学部長
独立行政法人国立病院機構宮崎病院長
独立行政法人国立病院機構宮崎東病院長
独立行政法人国立病院機構都城医療センター院長
独立行政法人地域医療機能推進機構宮崎江南病院長
社会福祉法人恩賜財団宮崎県済生会日向病院長
各 市 町 村 長

殿

宮崎県福祉保健部長
(公印省略)

令和2年度地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る事業提案について(依頼)

日ごろより本県医療行政に御協力いただき、お礼申し上げます。

本県では平成26年度から標記基金を設置し、県が策定する計画に基づき各種事業を実施しているところですが、令和2年度の事業検討に当たり関係機関の意向を把握したいので、別添「令和2年度地域医療介護総合確保基金(医療分)事業提案実施要領」に基づき、新規に県計画に盛り込みたい事業がありましたら、令和元年10月4日(金)までに担当者まで電子データで御提出くださいますようお願いいたします。特にない場合は対応は不要です。

(文書取扱 医療薬務課)

医療体制担当 中村

TEL:0985-26-7451

MAIL:nakamura-hiroyuki@pref.miyazaki.lg.jp

令和2年度 地域医療介護総合確保基金（医療分）事業提案実施要領

1 趣旨

令和2年度宮崎県地域医療介護総合確保基金（以下「基金」）で実施する事業の県計画の作成に当たり、関係団体等からの事業提案（アイデア）を募集するものです。

※提案事業は医療・介護関係者との協議等を行いながら県計画への掲載を検討しますが、限られた財源で事業を実施することから提案事業全てが計画に反映されるものでないことに御留意ください。

※既存事業・継続事業は提出する必要はありません。

2 対象事業

・ 事業区分Ⅰ（地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業）

・ 事業区分Ⅱ（居宅等における医療提供に関する事業）

・ 事業区分Ⅳ（医療従事者等の確保に関する事業）

（事業内容は、別添「事業例別分類表」、「平成30年度の実施状況」、「令和元年度の計画状況」を参考にしてください。）

○ 留意事項1

事業区分Ⅰのうち、「病床の機能分化・連携促進基盤整備事業(施設整備・設備整備)※」については、別途意向調査がありますので、そちらで対応してください（当該事業提案では対応しないでください）。

※病床機能の転換等を図る医療機関の施設・設備整備費用の一部を補助し、地域における医療機能の分化・連携等を促進する。

○ 留意事項2

区分ⅡⅣについては前年度からの継続事業が多く、また、例年これらの区分に対する国内示額も低い傾向にあることから、新規事業を実施することは厳しい状況にあることを御理解ください。

3 提案に当たっての留意事項

(1) 提案事業の規模等

提案する事業額や事業数についての制限はありませんが、事業効率性や事業効果等を十分に勘案して事業費を精査するとともに、複数の事業を提案する場合は優先順位についても御検討ください。

(2) 複数年度にわたる事業提案

基金事業は原則単年度です。複数年度にわたる事業の提案は可能ですが、単年度ごとの予算措置となるため、事業採択されたとしても翌年度以降の事業費確保が確約されるものではないことに御留意ください。

(3) 事業費にかかる事業主負担

施設・設備整備事業については、事業主負担が原則2分の1以上となることに御留意ください。

(4) 事業時期等

今回募集する新規事業は令和2年度当初予算での対応となり、事業着手は国基金配分内示成立後となります（提案事業費の積算は、通年分で可(国基金配分後に調整)）。

(5) 県の事業案作成にあたって

提案事業は、以下の視点を踏まえて事業案の作成を検討します。

①提案者や関係者からのヒアリングを実施した上で、以下に分類できるものについては原則として事業化を除外、又は県としての優先順位を低くします。

- ・基金の対象事業になじまない
- ・診療報酬や国庫補助制度等で措置されている
- ・事業に実現性や具体性がない（実施できる事業主体がない、事業効果が不明等）
- ・提案者の実施する既存事業の財源付け替え
- ・施設及び設備整備について、一定の事業主負担ができない
- ・永続的な事業の運営費の支援

等

②県としての事業案作成に際しては、以下を検討します。

- ・地域医療構想、医療計画等との整合性
- ・過去や既存の同種事業との整合性や公平性等
- ・消費税財源の使途として県民に説明できる事業内容及び効果
- ・事業主体間（公民）の公平性確保

等

※上記は県医療所管課としての考え方です。事業化に際しては医療・介護関係者との協議、厚生労働省のヒアリング、県財政当局の査定、県議会における予算案審議を経て決定します。

4 提案方法等

(1) 提出様式

別紙「基金に係る事業提案様式」

(2) 提出先（電子メール提出）

宮崎県福祉保健部医療薬務課医療体制担当：中村

MAIL：nakamura-hiroyuki@pref.miyazaki.lg.jp

TEL：0985-26-7451

(3) 提出期限

令和元年10月4日（金）

希望がない場合は回答不要です。

(4) 留意事項

- ・様式は、各団体（法人）が取りまとめた要望について記入例に従って作成してください。
- ・複数事業を提案する場合は、それぞれの事業を別シートで保存してください。
- ・提案事業の参考となる資料（見積書、工事計画表等）がある場合、併せて提出してください（様式は問いません）。

令和2年度 地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る事業提案

団体(法人)名			
医療機関名			
担当者	所属名		
	職・氏名		
	電話番号		
	メールアドレス		
提案事業名			
事業区分		事業例別分類表番号	
団体(法人)内優先順位		位	
事業内容			
事業費		千円	
事業費積算			
事業主負担内容			
事業目標(効果)			
事業期間		令和 年 月 ~ 令和 年 月	

- ・ 「事業内容」「事業費積算」「事業目標(効果)」はなるべく具体的に記入してください。
- ・ 事業が複数ある場合は、様式を別シートに複写して作成してください。
- ・ 提案事業の参考となる資料（見積書、工事計画書等）がある場合、併せて提出してください。

記入例

令和2年度 地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る事業提案

団体(法人)名	〇〇法人△△会	
医療機関名	□□病院	
担当者	所属名	総務課
	職・氏名	課長・〇〇 〇〇
	電話番号	0985-××-××××
	メールアドレス	-----@----- . --. jp

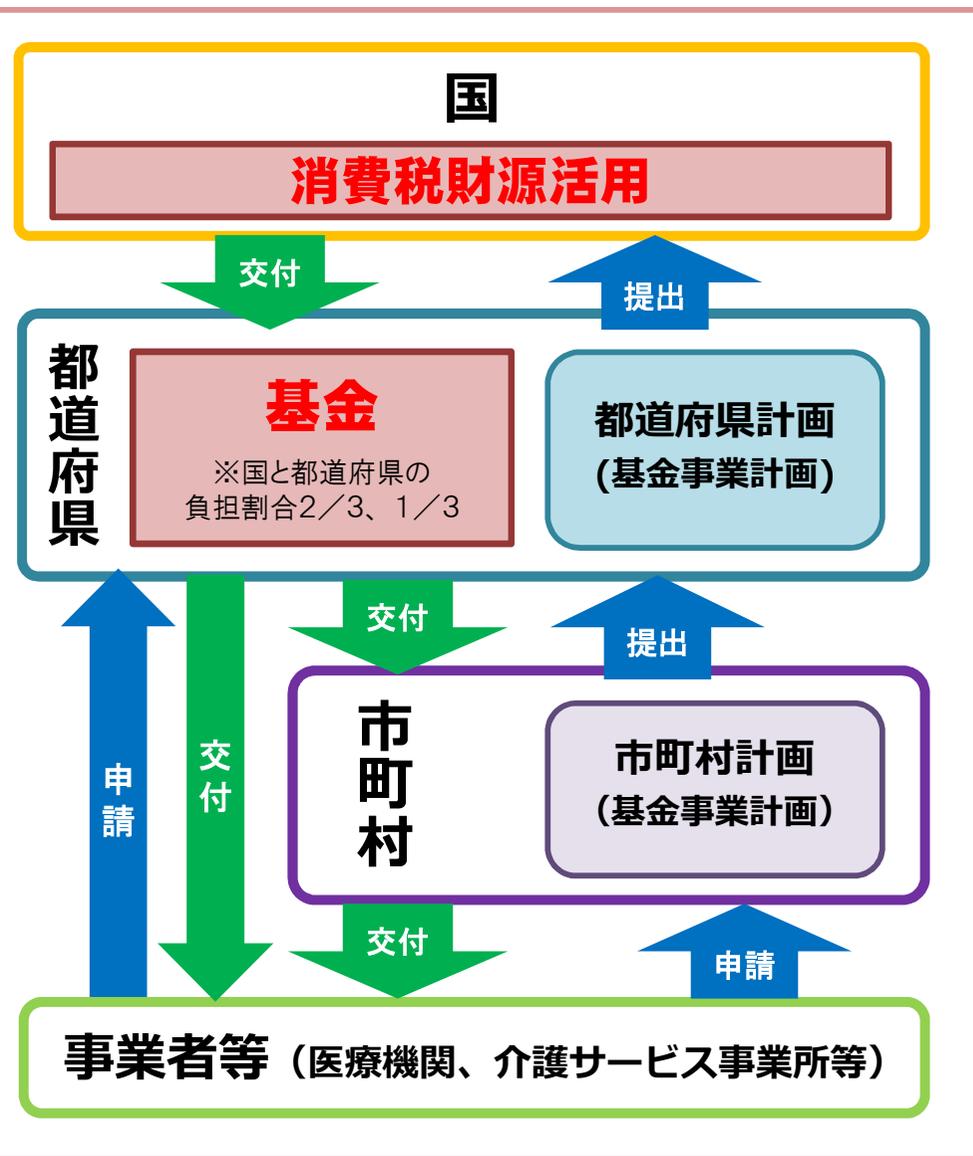
提案事業名	●●●●事業		
事業区分	I	事業例別分類表番号	4
団体(法人)内優先順位	1		位
事業内容	...		
事業費	25,000		千円
事業費積算	設備整備費…25,000千円 (見積書参照)		
事業主負担内容	補助対象経費の2分の1 (補助額12,500千円、自己負担12,500千円)		
事業目標(効果)	当該整備で拠点となる医療機関の体制が強化されることにより、病床機能の分化が推進され、不足する病床機能への転換が図られる。		
事業期間	令和 2 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月		

- ・ 「事業内容」「事業費積算」「事業目標(効果)」はなるべく具体的に記入してください。
- ・ 事業が複数ある場合は、様式を別シートに複写して作成してください。
- ・ 提案事業の参考となる資料（見積書、工事計画書等）がある場合、併せて提出してください。

地域医療介護総合確保基金

平成31年度政府予算案:公費で1,858億円
(医療分 1,034億円、介護分 824億円)

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- **基金に関する基本的事項**
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**
医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施
国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- **都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成**

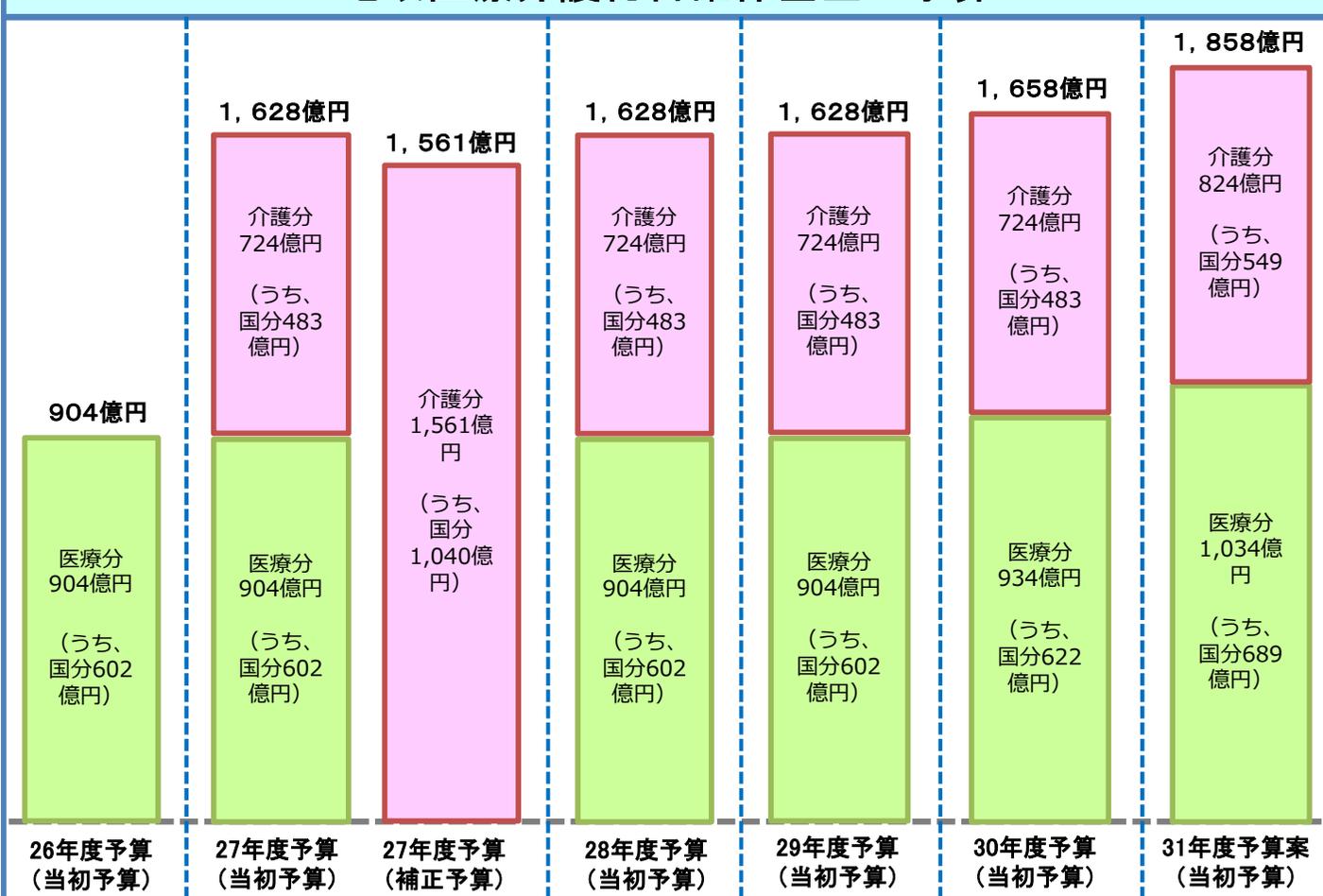
地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業

地域医療介護総合確保基金の平成31年度予算案について

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。
- 地域医療介護総合確保基金の平成31年度予算案は、公費ベースで1,858億円(医療分1,034億円(うち、国分689億円)、介護分824億円(うち、国分549億円))

地域医療介護総合確保基金の予算



地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業

※基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2、4を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業としている。

地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る事業例別分類表

I. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

番号	事業の例	事業の概要
医療提供体制の改革に向けた施設・設備の整備 等		
1	ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備	病院・診療所間の切れ目のない医療情報連携を可能とするため、医療機関相互のネットワーク構築を図るとともに、津波などによる診療情報流出防止の観点から、防災上安全な地域にデータサーバーを設置し、診療情報等のデータを当該サーバーに標準的な形式で保存することができるよう設備の整備を行う。
2	精神科長期療養患者の地域移行を進め、医療機関の病床削減に資するため、精神科医療機関の病床のデイケア施設や地域生活支援のための事業への移行を促進するための施設・設備整備	精神科医療機関の機能分化を進める観点から、病床を外来施設やデイケア施設等新たな用途に供するための改修又は施設・設備の整備を行う。
3	がんの医療体制における空白地域の施設・設備整備	がん診療連携拠点病院の存在しない二次医療圏において、新たに設置する「地域がん診療病院」に対して、新たに整備する放射線機器や検査室等の整備を行う。
4	地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療の推進	地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対して全身と口腔機能の向上を図るため、病棟・外来に歯科医師及び歯科衛生士を配置又は派遣し、患者の口腔管理を行う。 また、病院内の退院時支援を行う部署(地域医療連携室等)等に歯科医師及び歯科衛生士を配置又は派遣し、退院時の歯科診療所の紹介等を行うための運営費に対する支援を行う。
5	病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備	急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保するため、病床の機能分化、連携を推進するための施設・設備の整備を行う。
6	妊産婦の多様なニーズに応えるための院内助産所・助産師外来の施設・設備整備	院内助産所や助産師外来を開設しようとする産科を有する病院・診療所の増改築・改修や、体制整備に必要な備品の設置に対する支援を行う。
7	その他、上記1～6に該当しない「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」	

- ・ 上記は令和元年度の事業例別分類であるため、今後内容が変更になったり、事業自体がなくなる可能性もあることに御留意ください。
- ・ 基金適用には様々な条件があることから、詳細は各事業担当者と詰めていくことになります。
- ・ **番号5に該当する事業は、別途意向調査で対応してください（当該事業提案では対応しないでください）。**

地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る事業例別分類表

II. 居宅等における医療提供に関する事業

番号	事業の例	事業の概要
(1) 在宅医療を支える体制整備 等		
1	在宅医療の実施に係る拠点の整備	市町村及び地域の医師会が主体となって、在宅患者の日常療養生活の支援・看取りのために、医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師が連携し、医療側から介護側へ支援するための在宅医療連携拠点を整備することにかかる経費に対する支援を行う。
2	在宅医療に係る医療連携体制の運営支援	在宅患者の退院調整や急変時の入院受入整備等に資する病院との医療連携体制の運営に係る人件費（調整等を図るための人員雇用分等）や会議費などに対する支援を行う。
3	在宅医療推進協議会の設置・運営	県内の在宅医療の推進を図るため、在宅医療関係者等で構成する多職種協働による「在宅医療推進協議会」の設置。訪問看護に関する課題、対策等を検討するため訪問看護関係者で構成する「訪問看護推進協議会」を設置し、保健所における圏域連携会議の開催を促進する。上記協議会を開催するための会議費、諸謝金等に対する支援を行う。
4	在宅医療の人材育成基盤を整備するための研修の実施	在宅医療に取り組む病院関係者への理解を深めるために「在宅医療導入研修」を実施する。 また、在宅医療関係者の多職種連携研修や各専門職の質の向上に資する研修、在宅医療・介護の連携を担うコーディネーターを育成するための研修、地域包括ケア体制の構築・推進を担う保健師(市町村主管部門、保健所等)に対する研修の実施に必要な経費に対する支援を行う。
5	かかりつけ医育成のための研修やかかりつけ医を持つことに対する普及・啓発	かかりつけ医の普及定着を推進するため、地域医師会等における、医師に対する研修や、住民に対する広報活動に対する支援を行う。
6	訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施	訪問看護の安定的な提供体制を整備するための機能強化型訪問看護ステーションの設置支援等、訪問看護の人材育成及び人材確保を推進するための退院調整研修や人事交流派遣支援等、訪問看護の認知度を高め、訪問看護の役割を地域に浸透させるための講演会等を実施する。上記の研修等の実施に必要な経費に対する支援を行う。
7	認知症ケアパスや入退院時の連携パスの作成など認知症ケア等に関する医療介護連携体制の構築	認知症への対応など多職種間の連携を図るため、認知症専門医の指導の下、地域の医療と介護の連携の場を設け、各地域における認知症ケアの流れ（認知症ケアパス）等の検討を支援する。
8	認知症疾患医療センター診療所型における鑑別診断の実施	認知症疾患医療センターの一類型として指定された診療所が、他医療機関とネットワークを構築し、認知症の鑑別診断につなげるための経費に対する支援を行う。
9	早期退院・地域定着支援のため精神科医療機関内の委員会への地域援助事業者の参画支援等	精神科医療機関の院内委員会へ入院患者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供を行う相談支援事業者等を招聘するなど、地域における医療と福祉の連携体制を整備するための経費に対する支援を行う。

(2) 在宅医療(歯科)を推進するために必要な事業 等

10	在宅歯科医療の実施に係る拠点・支援体制の整備	在宅歯科医療を推進するため、都道府県歯科医師会等に在宅歯科医療連携室を設置し、在宅歯科医療希望者の歯科診療所の照会、在宅歯科医療等に関する相談、在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対する歯科医療機器等の貸出の実施にかかる運営費等に対する支援を行う。
11	在宅歯科医療連携室と在宅医療連携拠点や地域包括支援センター等との連携の推進	現在、都道府県歯科医師会等に設置されている在宅歯科医療連携室を都道府県単位だけでなく、二次医療圏単位や市町村単位へ拡充して設置し、在宅医療連携拠点、在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所、在宅療養支援歯科診療所、地域包括支援センター等と連携し、在宅歯科医療希望者の歯科診療所の照会、在宅歯科医療等に関する相談、在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対する歯科医療機器等の貸出にかかる運営費等に対する支援を行う。

II. 居宅等における医療提供に関する事業

番号	事業の例	事業の概要
12	在宅で療養する疾患を有する者に対する歯科保健医療を実施するための研修の実施	在宅で療養する難病や認知症等の疾患を有する者に対する歯科保健医療を実施するため、歯科医師、歯科衛生士を対象とした、当該疾患に対する知識や歯科治療技術等の研修の実施に必要な経費の支援を行う。
13	在宅歯科医療を実施するための設備整備	在宅歯科医療を実施する医療機関に対して在宅歯科医療の実施に必要なものとなる、訪問歯科診療車や在宅歯科医療機器、安心・安全な在宅歯科医療実施のための機器等の購入を支援する。
14	在宅歯科患者搬送車の設備整備	在宅歯科医療を実施する歯科医療機関（在宅療養支援歯科診療所等）でカバーできない空白地域の患者に対して必要な医療が実施できるよう、地域で拠点となる病院等を中心とした搬送体制を整備する。
15	在宅歯科医療を実施するための人材の確保支援	在宅歯科医療を実施する歯科診療所の後方支援を行う病院歯科等の歯科医師、歯科衛生士の確保を行う。

(3) 在宅医療(薬剤)を推進するために必要な事業等

16	訪問薬剤管理指導を行おうとする薬局への研修や実施している薬局の周知	これまで訪問薬剤管理指導に取り組んだ経験のない薬局に対して地域薬剤師会が行う研修の実施を支援する。 また、患者が入院から在宅療養へ円滑に移行するために、地域薬剤師会が訪問薬剤管理指導を実施している薬局の周知・紹介を行うことを支援する。
17	在宅医療における衛生材料等の円滑供給の体制整備	在宅医療における衛生材料・医療材料の供給を円滑に行うため、地域で使用する衛生材料等の規格・品目統一等に関する協議を地域の関係者間（地域医師会、地域薬剤師会、訪問看護ステーション等）で行うとともに、地域で使用する衛生材料等の供給拠点となる薬局が設備整備を行うことを支援する。
18	終末期医療に必要な医療用麻薬の円滑供給の支援	人生の最終段階の医療の実施に当たり、疼痛コントロールが円滑にできるようにするため、地域で使用する医療用麻薬について、地域の関係者間（地域医師会、地域薬剤師会、訪問看護ステーション等）で品目・規格統一等に関する協議等を実施することを支援する。
19	その他、上記1～18に該当しない「居宅等における医療提供に関する事業」	

- ・ 上記は令和元年度の事業例別分類であるため、今後内容が変更になったり、事業自体がなくなる可能性もあることに御留意ください。
- ・ 基金適用には様々な条件があることから、詳細は各事業担当者と詰めていくことになります。

地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る事業例別分類表

IV. 医療従事者等の確保に関する事業

番号	事業の例	事業の概要
(1) 医師の地域偏在対策のための事業 等		
1	地域医療支援センターの運営（地域枠に係る修学資金の貸与事業、無料職業紹介事業、定年退職後の医師の活用事業を含む）	地域医療に従事する医師のキャリア形成の支援と一体的に、医師不足病院への医師の配置等を行うための地域医療支援センターの運営に必要な経費に対する支援を行う。
2	医師不足地域の医療機関への医師派遣体制の構築	医療資源の重点的かつ効率的な配置を図ってもなお医師の確保が困難な地域において、都道府県が地域医療対策協議会における議論を踏まえ、医師派遣等を行う医療機関の運営等に対する支援を行う。
3	地域医療対策協議会における調整経費	地域医療対策協議会で定める施策について、計画の進捗及び達成状況に関係者間において検証し、次の施策へつなげるための調整を行う。

(2) 診療科の偏在対策、医科・歯科連携のための事業 等

4	産科・救急・小児等の不足している診療科の医師確保支援	産科医、救急医、新生児医療担当医等の確保を図るため、これらの医師の処遇改善に取り組む医療機関を支援する。 また、精神保健指定医の公務員としての業務や地域の精神科救急医療体制の確保のための精神科医確保に協力する医療機関の運営等に対する支援を行う。
5	小児専門医等の確保のための研修の実施	医療機関において、小児の救急・集中治療に習熟した小児科医や看護師の数が不足している状況にあることから、専門性の高い医療従事者の確保のための研修の実施を支援する。
6	救急や内科をはじめとする小児科以外の医師等を対象とした小児救急に関する研修の実施	地域医師会等において、地域の小児救急医療体制の補強及び質の向上を図るため、地域の救急医や内科医等の医療従事者を対象とした小児救急に関する研修の実施を支援する。
7	医科・歯科連携に資する人材養成のための研修の実施	医科・歯科連携を推進するため、がん患者、糖尿病患者等と歯科との関連に係る研修会を開催し、疾病予防・疾病の早期治療等に有用な医科・歯科の連携に関する研修会の実施にかかる支援を行う。

(3) 女性医療従事者支援のための事業 等

8	女性医師等の離職防止や再就業の促進	出産・育児及び離職後の再就業に不安を抱える女性医師等のための受付・相談窓口の設置・運営、復職研修や就労環境改善の取組を行うための経費に対する支援を行う。
9	歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士の確保対策の推進	歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士を確保するため、出産・育児等の一定期間の離職により再就職に不安を抱える女性歯科医師等に対する必要な相談、研修等を行うための経費に対する支援を行う。 また、今後歯科衛生士、歯科技工士を目指す学生への就学支援を行う。
10	女性薬剤師等の復職支援	病院・薬局等での勤務経験がある薬剤師（特に女性）の復職支援を促進するため、地域薬剤師会において、地域の病院・薬局等と連携した復職支援プログラムの実施を支援する。

(4) 看護職員等の確保のための事業 等

11	新人看護職員の質の向上を図るための研修の実施	看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員に対する臨床研修実施のための経費に対する支援を行う。
12	看護職員の資質の向上を図るための研修の実施	看護職員を対象とした資質向上を図るための研修等を開催するための経費に対する支援を行う。
13	看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた看護管理者の研修の実施	看護管理者向けに看護補助者の活用も含めた看護サービス管理能力の向上のための研修を実施するための経費に対する支援を行う。
14	離職防止を始めとする看護職員の確保対策の推進	地域の実情に応じた看護職員の離職防止対策を始めとした総合的な看護職員確保対策の展開を図るための経費に対する支援を行う。
15	看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備	看護師等養成所における教育内容の向上を図るため、専任教員の配置や実習経費など養成所の運営に対する支援を行う。
16	看護職員が都道府県内に定着するための支援	地域における看護職員確保のため、養成所における都道府県内医療機関やへき地の医療機関等への看護師就職率等に応じた財政支援を行

IV. 医療従事者等の確保に関する事業

番号	事業の例	事業の概要
17	医療機関と連携した看護職員確保対策の推進	地域の医療機関の看護職員確保の支援や看護職員の復職支援の促進を図るため、ナースセンターのサテライト展開、効果的な復職支援プログラム等の実施、都市部からへき地等看護職員不足地域への看護職員派遣など看護師等人材確保促進法の枠組みを活用した看護職員確保の強化を図るための経費に対する支援を行う。
18	看護師等養成所の施設・設備整備	看護師等養成所の新築・増改築に係る施設整備や、開設に伴う初度設備整備、在宅看護自習室の新設に係る備品購入、修業年限の延長に必要な施設整備に対する支援を行う。
19	看護職員定着促進のための宿舍整備	看護師宿舍を看護職員の離職防止対策の一環として個室整備に対する支援を行う。
20	看護教員養成講習会の実施に必要な教室等の施設整備	教員養成講習会の定員数の増加等に伴う教室等の施設整備に対する支援を行う。
21	看護職員の就労環境改善のための体制整備	短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や総合相談窓口の設置、看護業務の効率化や職場風土改善の研修等を行うための経費に対する支援を行う。
22	看護職員の勤務環境改善のための施設整備	病院のナースステーション、仮眠室、処置室、カンファレンスルーム等の拡張や新設により看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりとするために必要な施設整備に対する支援を行う。
23	歯科衛生士・歯科技工士養成所の施設・設備整備	歯科衛生士、歯科技工士の教育内容の充実、質の高い医療を提供できる人材を育成するために必要な施設・設備の整備を行う。
24	地域包括ケアの拠点となる病院・薬局における薬剤師の確保支援	地域薬剤師会において、求職希望の薬剤師の氏名、勤務希望地域、勤務条件などを登録し、薬剤師の確保が困難な、地域包括ケア等を担う病院・薬局からの求めに対して、周辺地域に勤務する薬剤師の緊急派遣などの協議・調整を行うための体制整備を支援する。

(5) 医療従事者の勤務環境改善のための事業 等

25	勤務環境改善支援センターの運営	医師・看護師等の医療従事者の離職防止・定着促進を図ることを目指し、PDCAサイクルを活用して勤務環境改善に向けた取組を行うための仕組みを活用して勤務環境改善に取り組む各医療機関に対して総合的・専門的な支援を行うために設置される「医療勤務環境改善支援センター」を都道府県が運営するための経費に対する支援を行う。
26	各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援（医療クラーク、ICTシステム導入、院内保育所整備・運営等）	計画的に勤務環境の改善を行う医療機関に対して、医療クラーク・看護補助者の配置などの医療従事者の働き方・休み方の改善に資する取組、専門アドバイザーによる助言指導、業務省力化・効率化など勤務環境改善に資するICTシステムの導入、院内保育所の整備・運営などの働きやすさ確保のための環境整備など、改善計画を進める医療機関の取組を支援する。
27	有床診療所における非常勤医師を含む医師、看護師等の確保支援	病院を退院する患者が居宅等における療養生活に円滑に移行するために必要な医療等を提供するため、有床診療所において休日・夜間に勤務する医師・看護師等を配置する。
28	休日・夜間の小児救急医療体制の整備	小児救急医の負担を軽減するため、小児科を標榜する病院等が輪番制方式若しくは共同利用型方式により、又は複数の二次医療圏による広域を対象に小児患者を受け入れることにより、休日・夜間の小児救急医療体制を整備するために必要な医師、看護師等の医療従事者の確保に必要な経費及び「小児救急医療拠点病院」の運営に必要な経費に対する支援を行う。
29	電話による小児患者の相談体制の整備	地域の小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進し、全国どこでも患者の症状に応じた適切な医療が受けられるようにすることを通じ、小児科医の負担を軽減するため、地域の小児科医等による夜間の小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備するための経費に対する支援を行う。
30	後方支援機関への搬送体制の整備	救急や小児周産期の医師の負担を軽減するため、高次医療機関において不安定な状態を脱した患者を搬送元等の医療機関に救急自動車等で搬送する際の経費に対する支援を行う。 また、受入医療機関に積極的に受け入れるためのコーディネーターの配置を支援する。
31	その他、上記1～30に該当しない「医療従事者等の確保に関する事業」	

- ・ 上記は令和元年度の事業例別分類であるため、今後内容が変更になったり、事業自体がなくなる可能性もあることに御留意ください。
- ・ 基金適用には様々な条件があることから、詳細は各事業担当者と詰めていくことになります。

平成30年度地域医療介護総合確保基金事業に係る実施状況

I. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

事業名	事業概要	事業主体	事業の目標	H30 計画額 (千円)	H30 実績額 (千円)	達成状況	事業の有効性・効率性	今後の方向性	継続 等
1 地域医療介護総合確保計画推進事業	急性期から回復期への機能転換等を図る医療機関の施設・設備整備費用の一部を補助し、地域における医療機能の分化・連携等を促進する。	対象医療機関	急性期から回復期への機能転換等を図るために、医療機関の施設・設備を整備。 ・施設整備医療機関数 3施設 ・ICTネットワーク等整備医療機関数 1施設	696,769	17,800	・施設整備医療機関数 1施設	(1)事業の有効性 将来地域において必要となる医療機能を各医療機関が有するための整備費用であり、今後、地域にふさわしい機能分化・連携を進める上で必須の事業となる。 (2)事業の効率性 事前調査によりニーズを把握した上で、申請のあったもののうち、ヒアリング等により効果が高いと判断したものに補助したため、効率的に執行できたと考えられる。	地域医療構想策定後は、各地域の地域医療構想調整会議において、各医療機関の役割分担等の議論が行われることとなるため、それらとの整合性を図りながら事業を進めていく。	継続
2 宮崎県医療資源調査・分析支援事業	県内の医療資源（医療機関や医師等）の情報を訪問調査等により収集の上、各構想区域の医療機能の分析を行い、データベースの構築及び各構想区域への情報提供を行うことで、地域医療構想調整会議における自主的な取組みを支援する。	宮崎大学	・県内の医療資源に係るデータベースの構築・更新 60施設	8,880	7,954	・県内の医療資源に係るデータベースの構築・更新 151施設	(1)事業の有効性 調整会議において、客観的データに基づいた議論を可能にし、医療機関の役割分担の決定や連携の強化等、今後の医療提供体制の構築に向けた円滑な議論に資する事業である。 (2)事業の効率性 各郡市医師会と連携し、未提出病院への調査への協力依頼等を行うことで、データの蓄積が進展した。	医療機関が担うべき役割分担の決定や連携強化の推進等に資するため、医療機関のデータ分析をすすめ、地域医療構想調整会議の議論に活用できる情報について提供を行う。	継続
3 脳卒中連携体制構築支援事業	脳卒中患者の救命率向上及び後遺症軽減を図るため、急性期脳梗塞に対する血栓溶解療法に係る宮崎大学医学部と県内医療機関等の連携体制の確立及び遠隔画像診療支援システムの運用、脳卒中症状啓発を支援する。	宮崎大学	脳梗塞に対する脳血栓溶解療法を遠隔地においても実施できる医療機関を追加するとともに、連携体制を構築する。	25,710	12,116	・システム導入3施設における遠隔診療支援及び医療機関・消防における啓発や使用手順の確認、シミュレーション等実施。 ・脳卒中医療過疎地である二次医療圏への拡大のための調整。 ・システムの全県普及及び連携体制の構築を目標とした研修会の開催(2回) ・県内脳卒中医療施設を対象に実態調査を実施し、地域の実情に応じた機能分け方法を検討。 ・血栓回収可能な連携体制構築のための調査実施 ・市民啓蒙のための「ガス」作成、バス広告等	(1)事業の有効性 脳卒中における急性期医療の関係医療機関の連携を強化し、脳血栓溶解療法の普及を促進することで、救命率向上と後遺症軽減が図られ、社会復帰率の向上や介護移行の抑制につながる。 (2)事業の効率性 遠隔地で急性期血栓溶解療法が実施できるよう宮崎大学救命救急センターを拠点とした県内の3医療機関が連携できる体制づくりを行い、脳血栓溶解療法の普及・啓発を推進することで、県内全域での実施に向けた環境整備が図られ、効率性の高い事業を実施できる。	現在、当該事業において脳卒中中核医療施設(Hub施設)は宮崎大学のみだが、今後Hub施設を脳卒中医療過疎地である二次医療圏に設置することにより、急性期脳卒中患者に対する処置が適確かつ充実する体制の構築を目指していく。	継続
4 救急医療体制における機能分化・連携推進事業	脳卒中や急性心筋梗塞の広域的な救急医療拠点、二次医療圏における救急医療体制に欠かせない医療機関の機能強化を図るため必要な設備整備を支援する。	対象医療機関	・高度急性期医療の拡充等に要する機器の整備 1医療機関 ・二次救急医療体制を支える中核的な医療機関の機能充実要する機器の整備 1医療機関 ・県北部の二次救急医療体制の維持に必要な脳梗塞、消化管出血輪番病院の機能充実要する機器の整備 1医療機関	47,056	6,588	・二次救急医療体制を支える中核的な医療機関の機能充実要する機器の整備 1医療機関	(1)事業の有効性 二次医療圏を超えて救急医療の拠点となっている医療機関等の機能強化を図るために必要な設備を整備することで、地域医療構想を踏まえた救急医療体制の構築を図ることができる。 (2)事業の効率性 当該事業の実施により、県内の救急医療提供体制の機能強化・維持が図られるため、医療資源が効率的に活用されることとなり、地域医療構想における各医療圏の必要な病床の機能分化及び連携の促進が期待される。	地域医療構想調整会議の中で事業実施の必要性を協議できる仕組みづくりを検討。	継続
5 医療・介護連携推進事業	在宅医療と介護の情報共有を促進するためにICTシステムの導入、改修を実施する。 また、入退院時におけるルール策定を進めていくとともに、策定したルールの事業効果を検証しながら、更なる定着が図られるよう、見直しを実施する。 さらに、地域包括ケアシステムを支える多職種を対象とした人材育成研修も実施する。	県、市町村、宮崎大学	・医療介護連携のためのICTシステム整備数 1か所 ・入退院調整ルール策定数 8 ・多職種連携教育リーダー 40人	37,041	15,689	・在宅療養支援病院数 21 ・在宅療養支援診療所数 116 ・医療介護のためのICTシステム整備数 1か所 ・入退院調整ルール策定数 8 ・多職種連携教育リーダー 30人	(1)事業の有効性 本事業の実施により、医療と介護を連携するための課題抽出や解決策の検討等を行う場を設置し、課題解決のための研修会等を実施することができた。 (2)事業の効率性 課題抽出や解決策の検討を実施する場を設置し、協議を実施することにより、各地域の実情に合った研修会等を実施することができる。また、関係市町村及び医師会が連携しながら協議を実施していくことで、関係者間の顔の見える関係を構築することができた。	在宅医療と介護の情報共有を促進するためにICTシステムの導入の促進、改修を実施する。 また、多職種を対象とした人材育成研修についても事業継続し、更なる人材育成を図る。	継続
6 がん治療における医科歯科連携事業	がん診療連携拠点病院等において手術前後の歯科治療や口腔ケアを行うことにより、がん患者のQOL向上や効果的ながん治療の体制を整備するため、医科と歯科の研修会、連携会議・ケース検討会を実施し、調整窓口（宮崎、日南、都城、延岡）の設置を行う。	県歯科医師会	・研修会実施 3回程度 ・連携会議、ケース検討会 4回程度 ・相談件数 400件	12,000	11,608	・研修会実施 3回 ・連携会議、ケース検討会 1回 ・相談件数 444件	(1)事業の有効性 がん診療連携拠点病院等を中心に、県内各地の医療機関の医師や看護師等が歯科医師と連携会議を実施することにより、がん治療を受ける方が口腔ケアなどの歯科医療を受けられる体制が整備された。 (2)事業の効率性 医科歯科連携の効率化を図るため、がん診療連携拠点病院を中心に研修会等を実施するとともに、医療関係者への周知啓発を強化し、関係者の協力体制を強化した。	事業を継続し、効果の拡大を図る。	継続
7 周産期医療ネットワークシステム整備事業	新たな分娩取扱施設と二次医療施設である地域周産期母子医療センターをネットワークで繋ぎ、一次医療施設の胎児心拍数モニターを二次医療施設の周産期専門医や助産師が監視し、以上の早期発見と適切な助言を行うことができるシステムを整備する。	小林市立病院他 15施設	周産期医療ネットワークシステム整備の支援を行い、安心してお産のできる体制づくりを推進し、周産期医療体制を維持する。	111,010	76,143	・分娩監視装置をネットワークで繋ぎ、胎児の異常の早期発見と適切な助言を行うこと出来る体制を整備した。 16医療機関	(1)事業の有効性 帝王切開率の減少、児のアシドーシス発生頻度の減少、児の短期予後の改善、ひいては周産期死亡率や脳障害発生率の低下に繋がる充実した周産期医療体制の整備を図った。 (2)事業の効率性 帝王切開など緊急を要する患者については、高度急性期医療機関である二次医療機関に迅速に搬送し、患者を集約化することができ、効率的で質の高い医療を提供する体制を確保することが出来る。	-	事業終了

平成30年度地域医療介護総合確保基金事業に係る実施状況

II. 居宅等における医療の提供に関する事業

	事業名	事業概要	事業主体	事業の目標	H30 計画額 (千円)	H30 実績額 (千円)	達成状況	事業の有効性・効率性	今後の方向性	継続等
1	訪問看護推進事業	訪問看護に携わる看護師等に対して、訪問看護に必要な基本的知識と技術を習得させるための研修会等を開催するとともに、訪問看護師等の質の向上や連携強化のための研修会を開催し、訪問看護ステーション等の管理者養成を促進し、本県の在宅医療の充実を図る。 また、機能強化型訪問看護ステーションを活用し、在宅での高度医療に対応できる実践力のある訪問看護師・管理者を養成するとともに、中山間地域も含めた広域的な人材育成の充実・強化を図る。	県看護協会	・訪問看護推進協議会 年1回 ・人材育成事業 ①訪問看護未経験者のための教育支援 研修参加者数150名 ②訪問看護師養成基礎研修 参加者数40名 ③訪問看護スキルアップ研修 参加者数100名 ・訪問看護相談支援事業 相談件数 50件 ・機能強化型訪問看護ステーション受入研修 5件 ・認定看護師の派遣支援 5件	17,204	17,204	・訪問看護推進協議会開催数 1回 ・訪問看護未経験者のための訪問看護教育研修参加者 154名 ・訪問看護師養成基礎研修参加者 40名 ・訪問看護師スキルアップ研修等参加者 445名 ・訪問看護支援相談件数 53件 相談会参加者 23名 ・機能強化型訪問看護ステーション受入研修 3件 ・認定看護師の派遣支援 16件（事例検討3件、同行訪問13件）	(1)事業の有効性 訪問看護を開始する前から管理者まで、段階に応じた研修の実施により、訪問看護人材の育成ができた。また、機能強化型訪問看護ステーションや認定看護師を活用することにより、高度医療に対応した実践力のある訪問看護師の育成体制を整備することができた。 (2)事業の効率性 (公社)宮崎県看護協会への事業委託により、県内全域からの訪問看護に携わる看護師等の研修参加が促進し、効率的に事業ができた。	訪問看護師養成のための段階別研修体制に基づき、研修を実施し、訪問看護師の養成・確保に努める。また、在宅での高度医療に対応できる実践力のある訪問看護師や管理者の養成を支援する。	継続
2	薬剤師による在宅医療提供体制整備事業	薬局・薬剤師による在宅医療サービス提供体制を強化するため、在宅医療が行える薬剤師を育成するためのフィジカルアセスメントや無菌調剤技術の研修を実施し、また、医師及び介護支援専門員等との多職種連携シンポジウムを開催する。	県薬剤師会	・在宅医療に関する研修会受講薬剤師数 150名 ・在宅医療関係者との多職種連携シンポジウムの開催 1回	4,000	4,000	・在宅医療に関する研修会受講薬剤師数 186名 ・在宅医療関係者（多職種）との研修会の開催 1回	(1)事業の有効性 薬局・薬剤師への介護保険制度や在宅医療に必要な無菌調剤技術に関する研修の実施により、在宅医療に取組む薬局・薬剤師を育成することができた。 在宅医療に関わる医療関係者と薬剤師が参加した研修会の開催により、在宅医療を推進することができた。 (2)事業の効率性 県薬剤師会に委託したことで、研修会開催が広く周知され、薬剤師の研修参加が促進できた。	在宅医療に取組む薬局・薬剤師を育成するとともに、在宅医療に関わる医療関係者との意見交換会を実施する。	継続
3	訪問看護ステーション等設置促進強化事業	(1) 訪問看護ステーション整備 訪問看護の参入が困難な地域等に、新たに訪問看護ステーションを開設する事業者に対して、立ち上げまでに必要な初期費用等を支援する。 (2) 農山村地域における訪問看護サービスモデル構築 空白地域に参入する事業者に対して初期費用を支援し、得られた参入ノウハウ等を検証することにより、運営可能な訪問看護事業のモデルを構築する。	設置事業者	条件不利地域等における訪問看護ステーション等の新規設置数：5カ所	10,150	5,434	条件不利地域等に5事業所設置	(1)事業の有効性 訪問看護サービスの提供体制が不十分な地域に新たに訪問看護事業所等を開設する事業者を支援することにより、県内全域で訪問看護を利用できる体制整備が促進された。 (2)事業の効率性 訪問看護サービスに関する調査（平成26年度に完了）により地域別のニーズや現在のサービス提供の状況を把握を実施した上で補助対象地域を選定したことにより、より的確な訪問看護ステーション等の整備支援が可能となった。	県内全域で訪問看護が利用できる体制を整備するため、設置促進を図る。	継続
4	医療・介護連携推進事業（在宅医療推進事業）	県医師会、郡市医師会で在宅医療を担う医師を対象とした研修及び在宅療養を支える多職種連携のための研修を実施。	県医師会	研修等を通して医療と介護の一体となったサービスの提供体制の強化を図る。	17,000 (過去基金充当)	17,000	・宮崎県医師会 25回 ・宮崎市都市医師会 5回 ・都城市北諸県郡医師会 3回 ・延岡市医師会 5回 ・日向市東臼杵郡医師会 2回 ・児湯医師会 1回 ・西都市西児湯医師会 4回 ・南那珂医師会 19回 ・西諸医師会 1回 ・西臼杵郡医師会 8回	(1)事業の有効性 本事業の実施により、在宅医療・介護に携わる多くの職種が連携するための研修体制を整備した。また、在宅医療に関心のある医師を支援することで、在宅医療への参入しやすい体制整備を進めることができた。 (2)事業の効率性 県全域で郡市医師会ごとに研修を開催することで、実務者間の顔の見える関係が構築されると同時に他の職種との連携を推進することができた。	県医師会、郡市医師会で医師を対象とした研修を実施するほか、連携強化のため、歯科医師、看護師、介護職員、リハ専門職等を対象とした研修を実施する。また、在宅医療実施施設と救急医療機関の連絡協議会も引き続き、在宅医療従事者のための研修として実施する。	継続
5	在宅歯科医療推進事業	(1)在宅歯科医療を行う医療機関への設備整備の補助 (2)研修事業 ・訪問歯科診療にかかる人材の育成 ・介護・医療従事者など多職種の人材育成 (3)県民に対する周知啓発 寝たきりなどの要介護者においても口腔ケアや在宅歯科診療が重要であることを県民に対して啓発する。	県、県歯科医師会、対象歯科診療所	・在宅歯科診療に係る体制の整備をすることで、在宅歯科診療を推進する。 ・機器整備を行う歯科医療機関 15歯科医療機関/年	14,000	13,220	・機器整備を行う歯科医療機関 20歯科医療機関 ・研修会の開催 2回 220名 ・県民への啓発 チラシ5,000枚、ポスター850枚の作成、配布	(1)事業の有効性 本事業の実施により、宮崎県全域において、在宅歯科医療体制の充実が図られるとともに在宅歯科医療の必要性に対する理解が深まり、また、医療介護従事者の資質の向上と歯科医療機関との連携が促進された。 (2)事業の効率性 医療介護従事者や在宅歯科医療サービスの提供側、サービスの受入側の両面に同時にアプローチすることで、効率的に在宅歯科医療を推進することができた。	平成30年度計画と同内容を継続実施。	継続
6	重症心身障がい児(者)医療体制構築事業	高度急性期を経た医療的ケア児の在宅移行に向けた医療等を行う医療機関や重症心身障がい児(者)を介護する保護者の負担軽減のために日中一時支援等を実施する障害福祉サービス事業所に対する施設・設備整備の補助及び医療機関を含めた多職種連携（福祉や保育、教育職等）による医療的ケアの高度化に向けた研修の実施。	対象医療機関・障がい福祉サービス事業所等	・施設整備医療機関 2施設 ・設備整備事業所 2施設	23,640	17,847	設備・備品整備 ・事業所新設 1事業所 ・受入人員の拡充 3事業所	(1)事業の有効性 公募することで、広域にわたり、事業所新設や受入人員の拡充につながる施設・設備整備を支援できる。 (2)事業の効率性 事業所毎に必要な施設整備を支援することで、効率的に各事業所の提供サービスの質を向上させることができる。	事業を継続し、効果の拡大を図る。	継続
7	高次脳機能障がい相談・支援拠点機関事業	高次脳機能障がい支援に関わる者の対応スキルの向上による県内における支援体制の強化や、医師と多職種間の円滑な連携を目的とした高次脳機能障がい支援に関する研修会を開催する。	県	地域における高次脳機能障がい支援ネットワークの中心的役割を担うリーダーとなる人材を養成する。	1,000	1,000	地域における高次脳機能障がい支援ネットワークの中心的役割を担うリーダーとなる人材を養成するための研修会参加者数 95名	(1)事業の有効性 当事者や支援者等からの相談対応や支援を随時行うとともに、医師と他職種間の円滑な連携を図るため研修会を開催し、県内における支援体制の強化を図ることができた。 (2)事業の効率性 研修会を開催し、高次脳機能障がい支援に関する知識や技能を習得できたことで、県全体の支援に関わる者の対応スキルの向上にも繋がり、効果的な執行ができたと考える。	事業を継続し、効果の拡大を図る。	継続

平成30年度地域医療介護総合確保基金事業に係る実施状況

IV. 医療従事者の確保に関する事業

事業名	事業概要	事業主体	事業の目標	H30 計画額 (千円)	H30 実績額 (千円)	達成状況	事業の有効性・効率性	今後の方向性	継続等
1 小児救急医療電話相談事業	小児救急患者の保護者等からの電話相談により、保護者の不安軽減と小児救急医療機関への不用不急の受診を抑制し、小児科救急医の負担軽減を図る。 (対応時間) 毎日 19時から翌朝8時まで	民間委託業者	・相談受付日数 365日 ・相談件数 約8,900件	17,611	11,804	・相談受付日数 365日 ・相談件数 9,742件	(1)事業の効率性 小児救急患者の保護者等からの電話相談対応を毎日実施することで、不要不急の受診抑制や、小児科救急医の負担軽減が図られ、本来の小児救急患者への対応に専念できる体制づくりを進めることができた。 (2)事業の効率性 23時から翌朝8時まで（H27年1月～）の時間帯は2回線にし、民間コールセンターに委託することで、深夜帯における電話相談体制を確保した。	平成30年度計画 と同内容を継続実施。	継続
2 小児救急医療拠点病院運営事業	医師不足等により体制維持が困難な小児救急医療拠点病院の運営を支援することで、休日及び夜間における入院治療を必要とする小児の重症救急患者の医療を確保する。	都城市郡医師会病院	小児救急医療拠点病院の診療日数 365日	12,403	12,403	小児救急医療拠点病院の診療日数 365日	(1)事業の効率性 休日及び夜間に入院治療を必要とする小児の重症救急患者の医療を確保する拠点病院に対する運営費を補助することにより、拠点病院としての機能が維持されている。 (2)事業の効率性 県内4つの子ども医療圏において、唯一県立病院のない県西部の小児救急医療拠点病院を支援することにより、県内小児救急医療体制の確保が図られている。	平成30年度計画 と同内容を継続実施。	継続
3 救急医療利用適正化推進事業	県民に救急医療機関の適正受診を促すために、かかりつけ医を持つことの意義や救急医療機関の役割等について、普及啓発を行う。 ①保育園、幼稚園における訪問救急教室の開催（県医師会に委託） ②県民に対する普及啓発の取組を実施する団体の支援（団体への補助）	県医師会、地域団体	・保育園・幼稚園における訪問救急教室開催回数20回 ・救急医療利用（かかりつけ医等）の普及啓発を実施する団体数3団体	3,506	2,572	・保育園・幼稚園における訪問救急教室開催回数 24回 ・救急医療利用（かかりつけ医等）の普及啓発を実施する団体数 3団体	(1)事業の効率性 地域住民に対し、救急医療の正確な知識を提供し、適正受診を促すことにより、救急医の負担軽減が図られた。 (2)事業の効率性 各地域の小児科医が保護者等に直接説明する場を設けることで、コンビニ受診抑制や、小児科医への病状相談などにより地域の小児科医と地域の保護者の関係が促進されるなど、効果的な事業が展開されている。	平成30年度計画 と同内容を継続実施。	継続
4 災害拠点病院等人材強化事業	災害時における救急患者の受入や被災地の医療機関等の支援を行う災害拠点病院等の人材を強化するため、専門的な災害医療研修を実施するとともに、各災害拠点病院等の訓練・研修や資器材等の購入を支援する。	県、対象医療機関	災害医療訓練・研修 8回実施	8,200	5,866	・災害拠点病院等12施設で、災害医療研修等に必要な資器材を整備。	(1)事業の効率性 実災害時に有用な資器材を整備し、それを活用して院内訓練を充実させることで、災害時の行動、災害医療に関する知識の習得、意識の向上等を図ることができた。 (2)事業の効率性 一般病院や行政等多くの関係機関からの受講があったため、実災害時に効率的な対応を可能とする「顔の見える関係」を構築する研修を実施できた。	平成30年度計画 と同内容を継続実施。	継続
5 宮崎大学「地域医療・総合診療医学講座」運営支援事業	宮崎大学医学部地域医療・総合診療医学講座への運営支援を行い、医学部生に地域医療への関心を喚起し地域医療マインドの醸成を図るとともに、総合的な診療能力を有する専門医を育成するなど、本県の地域医療を担う医師の養成、確保に取り組む。	宮崎大学	地域医療実習を行う学生数 110名	40,805	40,805	地域医療実習を行う学生数 110名	(1)事業の効率性 地域医療実習を通して本県の医療の実情を把握するとともに地域医療の意識醸成を図ることで、将来本県の地域医療を支える気概を持つ医学生を養成することができた。 また、講座の医局員が各地のへき地等医療機関に意向在籍することで、地域医療実習における現場での教育活動を行いながら、実際に地域医療体制の確保を図ることができた。 (2)事業の効率性 地域医療実習については、地域内の医療機関にも協力してもらい、各人が十二分に学習できる環境を整備することで、効率的な学習を行うことができた。 他、地域医療に係る講演会や勉強会に、ベテラン医師から医学生、あるいは他職種まで広範囲で受講しており、効率的に研修を実施できた。	講座の中で保健、福祉との他職種連携の重要性を学ぶ研修の実施を計画。	継続
6 小児科専門医育成確保事業	大学及び県内の小児医療機関が共同で学術講演会及び症例研究会を実施することにより専門研修の魅力を高めるとともに、研修医の更なる資質の向上を図る。	県医師会	小児科専門医症例研究会 4回	1,029	1,029	小児科専門研修医症例研究会開催回数 5回	(1)事業の効率性 様々な症例研究の発表・報告を実施したことで、小児科専門研修医の更なる資質向上が図られた。 (2)事業の効率性 大学及び小児医療機関が共同で症例研究の発表・報告等を実施したことで、県内の小児科専門研修医の情報共有が図られ、効率的に資質を向上することができた。	平成30年度計画 と同内容を継続実施。	継続
7 産科・小児科専門医育成確保事業	・産科や小児科専門研修を行う専攻医に研修資金を貸与する。	県、県医師会	・産科・小児科専攻医への研修資金の新規貸与 5名	19,800	11,250	産科研修資金新規貸与者数 1名 小児研修資金新規貸与者数 3名	(1)事業の有効性 今後の県内定着が期待される専攻医に対する研修資金の貸与を通して医師の確保に取り組んだ。 (2)事業の効率性 対象診療科の現場を直接支える医師に対し、研修資金の貸与等充実させることで、効率的に対象診療科の医師確保・育成ができたと考える。	対象に総合診療を追加するとともに枠を増加して実施。	継続
8 女性医師等就労支援事業	①女性医師キャリア支援相談窓口運営事業 相談員を配置し、仕事と家庭の両立が安心してできるよう女性医師等からの相談に応じる窓口の設置と併せ、メーリングリストを活用し、複合的に相談できる体制を構築する。 ②医師のワークライフ・バランスセミナー開催事業 女性医師のみならず医師のライフサイクルに応じた勤務ができる環境を実現するために医療機関管理者、医師や将来の宮崎の地域医療を支える医学生を対象に意識啓発セミナーを開催する。 ③就労環境改善事業 仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備を行う医療機関に対し補助する。 ④保育支援サービスシステムモデル事業 働く女性医師等に対して、特に支援ニーズの高い「子どもの夜間対応」、「病児・病後児保育」を中心とした保育サービスの支援を行う。	県医師会	・離職防止・復職支援女性医師等支援数 10人 ・保育支援女性医師等支援数 10人	15,500	15,500	・離職防止・復職支援女性医師等支援数 26人 ・保育支援女性医師等支援数 53人	(1)事業の効率性 女性医師等への短時間勤務制度、日当直の免除等を行う8医療機関に対し、短時間勤務制度及び日当直免除を実施した場合の代替医師の件費補助等を支援するとともに、26人の女性医師の離職防止・復職支援を促進した。また、53人の子育て中の女性医師等に対して保育支援を実施したことで、医師として働き続けていける環境づくりが図られた。 (2)事業の効率性 年間を通じた女性医師キャリア支援相談窓口の運営や、医師のライフサイクルに応じた勤務環境実現に向けた意識啓発セミナー等の開催により、女性医師だけでなく男性医師を含めた医師全体のワークライフバランスに対する意識を高めたことにより、保育支援では目標を超える支援ができた。	平成30年度計画 と同内容を継続実施。	継続
9 産科医等確保支援事業	医師及び助産師に対し分娩手当を支給している分娩施設に対し、手当支給額の一部を補助する。	県	・手当支給者数 159人 ・手当支給施設数 23施設	16,666	15,677	・手当支給者数 155人 ・補助分娩施設数 22施設	(1)事業の効率性 県内の分娩施設に対し、分娩手当を支援したことにより、処遇改善を通じて産科医等の確保活動を促進した。 (2)事業の効率性 県内分娩施設に対して、定期的に情報提供を実施したことにより、本事業への理解を深めることができ、事業の有効性を効率的に高めることができた。	平成30年度計画 と同内容を継続実施。	継続

事業名	事業概要	事業主体	事業の目標	H30 計画額 (千円)	H30 実績額 (千円)	達成状況	事業の有効性・効率性	今後の方向性	継続等
10 地域医療支援機構運営事業	① 医師配置等促進事業（医師配置調整） ② 医師招へい事業（医師招へい、説明会開催） ③ 地域医師キャリア形成支援事業（専門医資格取得・研修医等若手医師育成等） ④ 臨床研修指導医養成事業（指導医育成） ⑤ 臨床研修病院説明会事業（レジナビフェア、病院見学支援） ⑥ PR事業（ウェブサイト運営、広報誌作成）	県、県医師会	本県の医師不足や地域偏在を解消することを目的に、地域医療支援機構の連携体制を強化しながら、多角的にかつ効果的に事業実施を図る。 ①臨床研修病院説明会出席回数：5回 ②キャリア形成プログラムの作成数：9（へき地コース、7つの特定診療科コース、保健所コース） ③地域特別枠卒業医師数に対するキャリア形成プログラム参加医師数の割合：100% ④医師あっせん数：10名	45,323	41,669	①臨床研修病院説明会出席回数 5回 ②キャリア形成プログラム 作成中 ③－ ④医師あっせん数 25名	(1)事業の効率性 本県の医師不足や地域偏在を解消するため、地域医療支援機構として各種事業を実施することで、県と宮崎大学、県医師会、市町村等が恒常的に連携できる機会を確保し、機構内のネットワークをより強固にするとともに、より密度の高い事業を実施することができた。 (2)事業の効率性 各種事業を実施する際に、県や大学、医師会等が一堂に会する仕組みとすることで、複数の関係機関が常に顔の見える状態を作っておき、事業を実施しながら、情報交換や機構の企画・運営、事業の振り返り等、実務者協議を同時並行で行うことで、効率性の高い事業を実施できた。	キャリア形成プログラムの策定や対象医師の配置計画案の作成などの調整を行うため、宮崎大学医学部に専任医師等を配置。	継続
11 医療勤務環境改善支援センター事業	医療従事者の勤務環境の改善を促進するための拠点として、医療勤務環境改善支援センターを設置し、医療機関の勤務環境改善を促進するための支援を行い、医師、看護師等の医療従事者の離職防止、定着促進を図る。	県医師会	勤務環境改善計画を策定する医療機関数 2件	4,130	2,672	勤務環境改善計画を策定した医療機関数 1件	(1)事業の効率性 電話相談、医療機関の管理者に対する説明会の開催等を実施したことにより、マネジメントの導入に向けた意識が強まった。 (2)事業の効率性 宮崎労働局や県医師会等の関係機関で組織された医療勤務環境改善支援センター協議会で、随時情報交換等を行ったことで多方面への情報共有も促進し、効果的な活動を行うことができた。	平成30年度計画と同内容を継続実施。	継続
12 医師修学資金貸与事業	将来、へき地や小児科特定診療科の医師として、県内への定着が期待できる医学生に対し、修学資金を貸与する。	県	医師修学資金新規貸与者数 16名	99,600	98,400	医師修学資金新規貸与者数 17名	(1)事業の有効性 医師修学資金貸与者は、卒業後に県が指定する医療機関に一定期間勤務する義務が生じるが、義務履行を果たせば修学資金を返還免除とする一方で、義務を履行できない場合は、高利息をつけて一括で返還させることから、医師確保の面から有効であったと考える。 (2)事業の効率性 一定期間の義務履行を果たせば返還免除にすることで、地域的偏在や特定診療科の医師不足等の解消に向け、効率的に県内の地域医療提供体制の充実を図ることができた。	キャリア形成プログラムの適用など返還免除条件を変更。	継続
13 看護師等養成所運営支援事業	看護師等養成所の運営に必要な経費についての補助を行い、看護師等養成所の強化及び看護師等教育の充実を図る。	各法人及び郡医師会	運営費補助を行う看護師等養成所数 16校	239,447	227,441	運営費補助を行う看護師等養成所数 16校	(1)事業の効率性 看護師等養成所の運営・維持を円滑に行えることにより、看護師等養成所の強化及び教育内容の充実を図ることができ、質の高い看護師等の養成・確保に繋がったと考える。 (2)事業の効率性 県内就職率に応じた調整率を定めており、県内就職率の高い養成所への補助を多く行うことにより、効率的な執行ができた。	平成30年度計画と同内容を継続実施。	継続
14 宮崎県ナースセンター事業	保健師、助産師、看護師及び准看護師で未就業の者に対し就業促進に必要な事業、看護業務等のPR事業等を行い、潜在看護職員の活用や離職防止等看護職員確保対策の総合的な推進を図る。	県看護協会	・ナースバンク事業 ナースバンクを活用した年間就業者数300名 ナースバンク求職・求人相談件数1800件 ・復職支援事業 研修会参加者数100名 ・看護職員就業環境改善事業 研修会参加者数100名 ・中高生への看護の魅力発信事業 ふれあい看護体験者数500名	20,250	13,908	・ナースバンクを活用した年間就業者数 371名 ・求人・求職等相談件数 2,345件 ・復職支援研修会等参加者数 延べ119名 ・ワークライフバランス推進研修会参加者数 延べ115名 ・ふれあい看護体験者数 545名	(1)事業の効率性 県内7地区のハローワークでの出前就業相談（求人・求職の支援）の実施により、ナースバンク事業とハローワークとの連携体制が強化でき、保健師、助産師、看護師等の未就業の就業促進を図った。また、看護に興味のある中学生や高校生等への看護進路相談会やふれあい看護体験等の実施により、看護業務等を広く普及啓発したとともに、潜在看護職員に対して、看護力再開発講習会を実施し、再就職の支援を促進した。 (2)事業の効率性 （公社）宮崎県看護協会への事業委託により、求人・求職のミスマッチに対する細やかな支援や、県内全域への看護業務の普及啓発ができた。	平成30年度計画と同内容を実施。求人施設への助言や求職者の支援を強化していく。	継続
15 実習指導者講習会事業	実習指導者の資質を向上させ、看護教育の充実を図っていくため、看護師等養成所の実習施設の実習指導者を対象に、看護教育における実習の意義ならびに実習指導者としての役割を理解し効果的な実習指導ができるよう必要な知識・技術を修得させる講習会を実施する。	県看護協会	・実習指導者講習会 受講者数40名 講義および演習（計8週間） ・実習指導者講習会【特定分野】 受講者数20名 講義および演習（計8日間） ・フォローアップ研修（年1回）	3,228	3,213	・講習会を修了した受講者数 52名 ・フォローアップ研修開催 1回	(1)事業の効率性 看護師等養成所の実習施設の実習指導者等を対象に、効果的な実習指導ができるよう必要な知識・技術を修得させる講習会を実施したことにより、実習指導者の資質を向上させ、看護教育の充実を図ることができた。 (2)事業の効率性 県全域にある実習施設の実習指導者が対象であり、県看護協会に事業を委託したことにより安定して講習会を運営でき、県全体の看護の質の向上にも繋がりが効果的な執行ができた。	平成30年度計画と同内容を継続実施。	継続
16 新人看護職員卒後研修事業	①新人看護職員研修推進事業 主として免許取得後に初めて就労する保健師、助産師、看護師及び准看護師の臨床研修体制の支援、研修責任者の育成及び地域における連携体制の構築を図るための研修会等を開催する。 ②新人看護職員研修事業 主として免許取得後に初めて就労する保健師、助産師、看護師及び准看護師の看護の質の向上及び早期離職防止を図るため、基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施する。	県看護協会、対象医療機関	・新人看護職員研修推進事業 新人看護職員合同研修の開催 6回 研修責任者等研修の開催 4回 新人看護職員研修推進協議会の開催 1回 ・新人看護職員研修事業 事業実施医療機関 30施設	19,261	17,509	・新人看護職員合同研修の開催 6回 ・新人看護職員研修責任者等研修の開催 4回 ・新人看護職員研修推進協議会の開催 1回 ・事業実施医療機関等 28施設	(1)事業の効率性 国の「新人看護職員研修ガイドライン」に基づく研修体制を整備して実施する病院に研修経費を支援し、新人看護職員の研修体制を整備できたことにより、県内看護職員の確保、定着につながった。 (2)事業の効率性 新人看護職員の研修体制の整備により、医療知識や技術不足の不安による早期離職の防止にもつながるなど、効果的な執行ができた。	平成30年度計画と同内容を継続実施。	継続
17 病院内保育所運営支援事業	県内に所在する病院及び診療所に従事する職員の離職防止及び再就業を促進し、医療従事者の確保を図るため、病院内保育施設を運営する事業者を支援する。	対象医療機関	病院内保育施設支援数 10か所	20,543	13,165	病院内保育施設支援数 9か所	(1)事業の効率性 病院内保育施設を運営する事業者への運営費を支援することで、女性医師や看護職員等の離職防止及び再就業を促進し、医療従事者の確保・定着を図ることができた。 (2)事業の効率性 女性医師や看護職員等が働き続けることのできる勤務環境を整備することにより、医療従事者の確保・定着に効果的な執行ができた。	女性医師や看護職員等の確保・定着を図るため、開設後10年までを目処に病院内保育施設の運営を支援し、効果的な事業を実施していく。	継続
18 災害支援ナース養成事業	災害支援ナース確保のため、県内で災害看護研修を開催する経費や指導的役割を担う災害支援ナース指導者養成研修等へ派遣する経費について支援する。	県看護協会	災害看護研修会の開催 6回	2,500	2,500	災害看護研修会の開催 6回	(1)事業の効率性 災害支援ナース養成研修（実践編）と管理者向け研修等の実施により、災害支援ナースへの理解が深まった。 (2)事業の効率性 県内3地区で研修会を開催したことで県内全域から多くの看護職者の参加があり、効率的に事業を実施できた。	－	事業終了
19 看護師等養成所施設整備事業	看護師等養成所の新築又は増改築に必要な工事費について補助を行い、教育環境の整備及び看護教育の充実を図る。	対象看護師等養成所	補助を行う看護師等養成所数 1校	105,777 (過去基金充当)	105,777	補助を行う看護師等養成所数 1校	(1)事業の効率性 看護師等養成所の改築費を支援することで、看護師等養成所の教育環境を充実を図ることができ、質の高い看護師等の養成・確保に繋がる。 (2)事業の効率性 当事業の実施により看護師等養成所の教育環境を整備し、効率的に教育を行うことに繋がる。	平成30年度計画と同内容を継続実施。	継続
20 障がい児者歯科専門医育成事業	県内唯一の障がい児者専門の歯科診療所である宮崎歯科福祉センターの利用者数が増加している状況の中で、障がい児者が将来にわたり安心して歯科診療を受ける体制を維持するために、センターの歯科麻酔医等の専門医を育成するための経費を支援する。	宮崎市歯科医師会	・延べ患者の受入れ数の維持：10,304名 ・年間診療日数の維持：290日	4,000	4,000	・年間延患者数 11,348名 ・宮崎歯科福祉センターの年間診療日数 289日	(1)事業の効率性 障がい児者の歯科診療は、専門的な知識や技術を必要とし、診療のリスクも高いことから、専門医の確保が困難な状況であり、本事業により障がい児者歯科診療を担う専門医を育成することができた。 (2)事業の効率性 県内唯一の障がい児者専門の歯科診療所であり、全国的にも有数の患者数を診ている宮崎歯科福祉センターにおいて、OJT形式で専門医を研修することにより、効率よく育成することができた。	平成30年度計画と同内容を継続実施。	継続
21 安心して出産のできる体制推進事業	県内の産科医療に係る研修環境の充実により産科医療従事者のスキルアップを図り、安心して出産のできる体制を整えるため、県医師会（県産婦人科医会）等における研修等の開催を支援する。	県医師会等	・新生児蘇生法講習会 受講者50名 ・ALSOP-Japanコース 受講者25名 ・病院院従事者研修会 受講者250名	5,300	4,258	・ALSOP JAPANコース宮崎 1回 58人 ・日本母体救命システム普及協議会公認J-CIMELSA-Japan宮崎 1回 48人 ・県産婦人科病医院従事者研修会 1回 220人	(1)事業の効率性 産科医療従事者に対し、より高度な知識・技術を習得させることができ、周産期医療体制の維持・強化が図られたと考える。 (2)事業の効率性 これまで他県で参加していたALSOP-Japanコースを県内で実施することができたため、県内全域においてより多くのスタッフが参加することができた。	平成30年度計画と同内容を継続実施。	継続

令和元年度地域医療介護総合確保基金事業(案)

I. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

	事業名	事業概要	事業主体	事業の目標	R1 事業費 (案) (千円)
1	継 地域医療介護総合確保計画推進事業	病床機能転換等を図る医療機関の施設・設備整備費用の一部を補助するとともに、各地域における医療機関の役割分担等を協議・調整するための会議の開催経費や調査研修経費への支援等を行い、医療機能の分化・連携を促進する。	対象医療機関	急性期から回復期への機能転換等を図るために、医療機関の施設・設備を整備。 ・施設整備医療機関数 6施設(事業縮小を含む) ・設備整備医療機関数 4施設	414,675 (一部過去基金充当)
2	改 医療資源調査・分析データベースを活用した地域医療構想推進事業(旧:宮崎県医療資源調査・分析支援事業)	医療資源情報データベースを用いて、圏域ごとの医療機能の提供体制に係る協議や分析に寄与する資料の作成を委託するとともに、地域医療構想アドバイザー等を派遣した説明会等を開催することで、地域医療構想調整会議における役割分担に係る協議の促進を図る。	宮崎大学	地域医療構想アドバイザー等派遣延べ数 7回	10,257
3	継 脳卒中連携体制構築支援事業	脳卒中患者の救命率向上及び後遺症軽減を図るため、急性期脳梗塞に対する血栓溶解療法に係る宮崎大学医学部と県内医療機関等の連携体制の確立や、脳卒中症状についての啓発を支援する。	宮崎大学	遠隔診療支援システムを活用した脳血栓溶解療法実施体制整備数 3医療機関	25,710
4	継 救急医療体制における機能分化・連携推進事業	構想区域内において、二次救急医療体制を支えるために欠かせない医療機関の機能充実に必要な医療機器の整備や、二次医療圏を超えた脳卒中や急性心筋梗塞の救急拠点の機能強化を図るため、高度急性期医療に必要な医療機器を整備する。	対象医療機関	整備施設数 7カ所	75,600
5	継 医療・介護連携推進事業	在宅医療と介護の情報共有を促進するためにICTシステムの導入、改修を実施する。 また、入院時における、策定したルールの事業効果を検証しながら、更なる深化が図られるよう、見直しを実施する。 さらに、地域包括ケアシステムを支える多職種を対象とした人材育成研修も実施する。	県、市町村、宮崎大学	・医療介護連携のためのICTシステム整備数 1カ所 ・多職種連携教育リーダー 40人	35,336
6	継 がん治療における医科歯科連携事業	地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等のがん患者に対して全身と口腔機能の向上を図るため、県内4地区に調整窓口を設置し、歯科衛生士を配置する。 調整窓口では、病院等からの依頼を受け、地域の歯科診療所と調整し、周術期における口腔ケアを実施。また、退院後の歯科診療所の紹介等を行う。	県歯科医師会	相談紹介件数 100件	11,500
7	新 地域拠点歯科診療所施設等整備事業	県内の障がい児者歯科診療の拠点であり、地域医療支援病院である宮崎市郡医師会病院の支援を担う宮崎歯科福祉センターの診療・連携機能を強化するための経費	宮崎歯科福祉センター	・障がい児者歯科診療用の全身麻酔設備整備 1 ・歯科診療ユニット設備整備 3	15,862
8	継 がん医療均てん化推進事業	国の指定するがん診療連携拠点病院等のないがん医療圏(県北・県南)において、がん医療の中心的な役割を果たす医療機関に対し、専門的ながん医療を提供するのに必要な医療機器及び施設の整備を支援する。	対象医療機関	がん医療圏ごとに、がん医療の中心的役割を果たす医療機関の設置を目指す。	100,000 (過去基金充当)

令和元年度地域医療介護総合確保基金事業(案)

Ⅱ. 居宅等における医療の提供に関する事業

	事業名	事業概要	事業主体	事業の目標	R1 事業費 (案) (千円)
1	訪問看護推進事業	訪問看護に携わる看護師等に対して、訪問看護に必要な基本的知識と技術を習得させるための研修会等を開催するとともに、訪問看護師等の質の向上や連携強化のための研修会を開催し、訪問看護ステーション等の管理者養成を促進し、本県の在宅医療の充実を図る。 また、機能強化型訪問看護ステーションを活用し、在宅での高度医療に対応できる実践力のある訪問看護師・管理者を養成するとともに、中山間地域も含めた広域的な人材育成の充実・強化を図る。	県看護協会	・訪問看護推進協議会 年1回 ・人材育成事業 ・訪問看護未経験者のための訪問看護研修 参加者数延べ20名 ・段階別訪問看護師養成研修 参加者数延べ150名 ・訪問看護師人材交流支援(同行訪問・事例検討等)延べ10件 ・訪問看護相談支援事業 相談件数延べ50件	11,412
2	薬剤師による在宅医療提供体制整備事業	薬局・薬剤師による在宅医療サービス提供体制を強化するため、在宅医療が行える薬剤師を育成するためのフィジカルアセスメントや無菌調剤技術の研修を実施し、また、医師及び介護支援専門員等との多職種連携シンポジウムを開催する。 また、地域の拠点薬局に無菌調剤室等の整備を支援し、地域の薬局が共同利用できる体制の構築を図る。	県薬剤師会	・在宅医療に関する研修会受講薬剤師数150名 ・在宅医療関係者との多職種連携シンポジウムの開催 1回 ・共同利用型無菌調剤室等整備支援数1箇所	14,000
3	訪問看護ステーション等設置促進強化事業	条件不利地域等に、新たに訪問看護事業所を開設する事業者に対して立ち上げまでに必要な初期費用等を支援する。	設置事業者	条件不利地域等における訪問看護ステーション等の設置補助数：5カ所	10,150
4	医療・介護連携推進事業(在宅医療推進事業)	県医師会、郡市医師会で在宅医療を担う医師を対象とした研修及び在宅療養を支える多職種連携のための研修を実施。	県医師会	研修等を通して医療と介護の一体となったサービスの提供体制の強化を図る。 在宅医療介護研修会回数 80回	17,000 (過去基金 充当)
5	在宅歯科医療推進事業	(1) 歯科医療機関への設備整備の補助 (2) 研修事業 ・訪問歯科診療に係る歯科専門職向け研修会の実施 ・多職種連携強化のための介護・医療従事者向け研修会の実施 ・在宅歯科衛生士育成事業(歯科衛生士の復職支援含む) (3) 県民向けの周知啓発	県、県歯科医師会、対象歯科診療所	(1) 機器整備を行う歯科医療機関 9 歯科医療機関/年 (2) 研修会開催 4回 (3) 啓発資料の作成・配布	13,000
6	重症心身障がい児(者)医療体制構築事業	重症心身障がい児(者)を介護する保護者の負担を軽減するため、短期入所、日中一時支援等を新たに実施する医療機関や障害福祉サービス事業所の施設・設備整備等を支援し、より身近な地域で在宅サービスが受けられる体制構築を目指す。 また、重症心身障がい児(者)の受入を行う医療機関における医師・看護師等の資質向上に係る研修等を実施する。	対象医療機関・障がい福祉サービス事業所等	対象施設数 4施設	23,640
7	高次脳機能障がい相談・支援拠点機関事業	医師と多職種間の円滑な連携を図るため、研修会を開催し、高次脳機能障がい支援に関わる者の対応スキルを向上させ、県内における支援体制の強化を図る。	県	研修会開催 1回	1,000

令和元年度地域医療介護総合確保基金事業(案)

IV. 医療従事者の確保に関する事業

	事業名	事業概要	事業主体	事業の目標	R1 事業費 (案) (千円)
1	継 子ども救急医療 電話相談事業	小児救急患者の保護者等からの電話相談により、保護者の不安軽減と小児救急医療機関への不用不急の受診を抑制し、小児科救急医の負担軽減を図る。 (対応時間) 毎日 19時から翌朝8時まで	民間委託 業者	・相談受付日数 365日 ・相談件数 約8,900件	15,659
2	継 小児救急医療拠点 病院運営事業	医師不足等により体制維持が困難な小児救急医療拠点病院の運営を支援することで、休日及び夜間における入院治療を必要とする小児の重症救急患者の医療を確保する。	都城市郡 医師会病院	小児救急医療拠点病院の診療日数 365日	12,403 (過去基金 充当)
3	継 救急医療負担軽減 促進事業	県民に救急医療機関の適正受診を促すために、かかりつけ医を持つことの意義や救急医療機関の役割等について、普及啓発を行う。 ①保育園、幼稚園における訪問救急教室の開催(県医師会に委託) ②県民に対する普及啓発の取組を実施する団体の支援(団体への補助)	県医師 会、地域 団体	・保育園・幼稚園における訪問救急教室 開催回数 20回 ・救急医療利用(かかりつけ医等)の普及 啓発を実施する団体数 3団体	3,544
4	継 災害拠点病院等 人材強化事業	災害時における救急患者の受入や被災地の医療機関等の支援を行う災害拠点病院等の人材を強化するため、専門的な災害医療研修を実施するとともに、各災害拠点病院等の訓練・研修や資機材等の購入を支援する。	県、対象 医療機関	災害医療訓練・研修 8回実施	6,000
5	改 宮崎大学「地域 医療・総合診療 医学講座」運営 支援事業	宮崎大学医学部地域医療・総合診療医学講座への運営支援を行い、医学部生に地域医療への関心を喚起し地域医療マインドの醸成を図るとともに、総合的な診療能力を有する専門医を育成するなど、本県の地域医療を担う医師の養成、確保に取り組む。 今年度から医学部5年生を対象に、保健、福祉との他職種連携の重要性を県内各地の医療・福祉施設における実習を開始予定。	宮崎大学	地域医療実習を行う学生数 110名	46,805
6	改 専門医育成確保 事業	・産科や小児科、総合診療の専門研修を行う専攻医に研修資金を貸与する。 ・大学及び県内の小児医療機関が共同して、小児科専攻医を対象とした症例研究会を実施する。	県医師会	・産科・小児科・総合診療専攻医への研修 資金新規貸与 11名 ・小児科専門医症例研修会 4回	28,029
7	継 女性医師等就労 支援事業	ワークライフバランスに対する意識の啓発から、情報提供・相談、就労支援をワンストップで対応できる体制を構築し、女性医師等が働き続けられる環境を整備する。	県医師会	・離職防止・復職支援女性医師等支援数 10人 ・保育支援女性医師等支援数 10人	15,769
8	継 産科医等確保支 援事業	医師及び助産師に対し分娩手当を支給している分娩施設に対し、手当支給額の一部を補助する。	県	・手当支給者数 160人 ・手当支給施設数 23施設	16,666
9	改 地域医療支援機 構運営事業	県と宮崎大学、県医師会、市町村等が密接に連携した「地域医療支援機構」により、医師の育成・確保対策のために以下の事業を実施する。 ① 医師配置等促進事業(医師配置調整) ※今年度から宮崎大学医学部への専任医師等を配置。 ② 医師招へい事業(医師招へい、説明会開催) ③ 地域医師キャリア形成支援事業(専門医資格取得・学会参加支援等) ④ 臨床研修指導医養成事業(指導医養成) ⑤ 臨床研修病院説明会事業(レジナビフェア、病院見学支援) ⑥ PR事業(ウェブサイト運営、広報誌作成)	県、県医 師会	①臨床研修病院説明会出席回数 5回 ②キャリア形成プログラムの作成数 26 ③地域特別枠卒業医師数に対するキャリア 形成プログラム参加医師数の割合 100% ④医師あっせん数 10名	89,445
10	継 医療勤務環境改 善支援センター 事業	医療従事者の勤務環境の改善を促進するための拠点として、医療勤務環境改善支援センターを設置し、医療機関の勤務環境改善を促進するための支援を行い、医師、看護師等の医療従事者の離職防止、定着促進を図る。	県医師会	勤務環境改善計画を策定する医療機関数 2件	4,207
11	改 医師修学資金貸 与事業	将来、へき地や小児科特定診療科の医師として、県内への定着が期待できる医学生に対し、修学資金を貸与する。 今年3月に条例を改正しキャリア形成プログラムの適用など返還免除条件を変更。	県	医師修学資金新規貸与者数 16名	98,400
12	継 看護師等養成所 運営支援事業	看護師等養成所の運営に必要な経費についての補助を行い、看護師等養成所の強化及び看護師等教育の充実を図る。	各法人及 び郡医師 会	運営費補助を行う看護師等養成所数 16 校	241,237

	事業名	事業概要	事業主体	事業の目標	R1 事業費 (案) (千円)
13	継 宮崎県ナースセンター事業	保健師、助産師、看護師及び准看護師で未就業の者に対し就業促進に必要な事業、看護業務等のPR事業等を行い、潜在看護職員の活用や離職防止等看護職員確保対策の総合的な推進を図る。	県看護協会	・ナースバンク事業 ナースバンクを活用した年間就業者数 350名 ナースバンク求職・求人相談件数 1800件 ・復職支援事業 研修会参加者数 100名 ・看護職員就労環境改善事業 研修会参加者数 100名 ・中高生への看護の魅力発信事業 ふれあい看護体験者数 600名	20,625
14	継 実習指導者講習会事業	実習指導者の資質を向上させ、看護教育の充実を図っていくため、看護師等養成所の実習施設の実習指導者を対象に、看護教育における実習の意義ならびに実習指導者としての役割を理解し効果的な実習指導ができるよう必要な知識・技術を修得させる講習会を実施する。	県看護協会	・実習指導者講習会参加者 40名 講義及び演習 計8週間 ・実習指導者講習会【特定分野】参加者 20名 講義及び演習 計8日間 ・フォローアップ研修 年1回	3,288
15	継 新人看護職員卒後研修事業	①新人看護職員研修推進事業 主として免許取得後に初めて就労する保健師、助産師、看護師及び准看護師の臨床研修体制の支援、研修責任者の育成及び地域における連携体制の構築を図るための研修会等を開催する。 ②新人看護職員研修事業 主として免許取得後に初めて就労する保健師、助産師、看護師及び准看護師の看護の質の向上及び早期離職防止を図るため、基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施する。	県看護協会、対象医療機関	・新人看護職員研修推進事業 新人看護職員合同研修の開催 7回 研修責任者等研修の開催 6回 新人看護職員研修推進協議会の開催 1回 ・新人看護職員研修事業 事業実施医療機関 40施設	19,341
16	継 病院内保育所運営支援事業	県内に所在する病院及び診療所に従事する職員の離職防止及び再就業を促進し、医療従事者の確保を図るため、病院内保育施設を運営する事業者を支援する。	対象医療機関	院内保育所利用施設数 4施設	10,040
17	継 障がい児者歯科専門医育成事業	県内唯一の障がい児者専門の歯科診療所である宮崎歯科福祉センターの利用者数が増加している状況の中で、障がい児者が将来にわたり安心して歯科診療を受ける体制を維持するために、センターの歯科麻酔医等の専門医を育成するための経費を支援する。	宮崎市郡歯科医師会	・延べ患者の受入れ数の維持：10,606名 ・年間診療日数の維持：290日	4,000
18	継 産科医等研修支援事業	県医師会（県産婦人科医会）における研修等の開催を支援することで、県内の産科医療に係る研修環境を充実させ、産科医療従事者のスキルアップを図り、安心してお産のできる体制を整備する。	県医師会等	・新生児蘇生法講習会 受講者50名 ・ALS0-Japanコース 受講者25名 ・病医院従事者研修会 受講者250名	5,300
19	継 看護師等養成所施設整備事業	看護師等養成所の新築又は増改築に必要な工事費について補助を行い、教育環境の整備及び看護教育の充実を図る。	対象看護師等養成所	補助を行う看護師等養成所数 1校	112,952 (過去基金充当)